

関係者ヒアリングの結果概要について

今後の出入国在留管理行政の在り方に関する検討に資するため、広く国民の声を聴くという観点に立ち、幅広い関係者から意見等を聴取する関係者ヒアリングを実施するもの。

【開催状況】 ★は今回の報告対象

令和2年度

計10回開催

令和3年度

- ・第1回 4月 6日(火) 一般社団法人kurिया
海老原 周子 氏
- ・第2回 4月 8日(木) 認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ
高橋 清樹 氏
- ・第3回 4月 9日(金) 一般財団法人外国人材共生支援全国協会(NAGOMi)
- ・第4回 4月12日(月) 桃山学院教育大学
オチャンテ 村井 ロサ メルセデス 准教授
- ・第5回 4月14日(水) NPO法人愛伝舎
坂本 久海子 氏
- ・第6回 4月16日(金) 東京外国語大学
小島 祥美 准教授
- ・第7回 4月20日(火) 三重県鈴鹿市
- ・第8回 4月21日(水) 一般社団法人日本海外協会
林 隆春 氏
- ・第9回 5月10日(月) NPO法人神戸定住外国人支援センター(KFC)
福山 恵 氏, フフデルゲル 氏
- ・第10回 5月13日(木) 一般社団法人新経済連盟
- ・第11回 5月17日(月) 宮城 ユキミ 氏
- ・第12回 5月25日(火) 一般社団法人 日本経済団体連合会
- ・第13回 6月 4日(火) 日伯交流協会
児玉 哲義 氏
- ・第14回 6月 9日(水) 全国中小企業団体中央会
- ★第15回 6月29日(火) 日本労働組合総連合会
- ★第16回 7月15日(木) 日本弁護士連合会

【結果概要】

・第15回（令和3年6月29日）

日本労働組合総連合会

総合政策推進局長（労働法制担当） 仁平 章 氏

（意見のポイント）

- 外国人の情報収集ツールは出身国によって差があるので、情報発信する際には各国のSNS事情も含めて検討することが必要。また、SNSで情報を発信する場合、発信した情報が他の情報にどんどん埋もれてしまうので、同じ内容であってもこまめに発信していくことが必要。
- 出入国在留管理庁のホームページが様々な言語に翻訳されているのはよいことだが、最新の情報が日本語のページのみに掲載されているなどの課題が見受けられる。最新の情報、大切な情報を外国語のページにどのように反映していくのかについて検討してほしい。
- 行政相談・生活相談のために窓口に来る方は、どの窓口にいけばよいか分からないことが多く、在留外国人支援センター（FRES-C）のように適切な窓口につないでくれる場所が大切なので、地方も含めて関係省庁間での連携が必要ではないか。
- 平日に相談窓口に来られない方が相談できる窓口の時間帯や場所を広く周知することが必要。また、外国人の相談時の通訳について、留学生等に協力を仰ぐなど、支援者を広げていく取組も必要ではないか。
- 日本で生活する上で一定レベルの日本語は必須だと思うので、職場や地域で初歩的な日本語を学べるような環境整備が必要。
- 自社で働く外国人に日本語を学んでほしいと思っている企業はあるが、自治体の行っている日本語教室などの情報提供が不十分。日本語を学ぶ機会について、積極的に周知し、展開することが必要。
- 外国人が仕事のない休日に受講できる日本語教室や、日本語教室へ通うための費用支援などが必要ではないか。
- 外国人が医療を受けやすい体制を整備してほしい。
- 住宅の賃貸について、外国人であるため借りられない等の事例がある。大家を含め住民への啓発活動、研修の場を作るなど、行政として何かしら検討をすることが必要なのではないか。
- 外国人に日本の基本的な生活様式等を教える拠点作りも必要なのではないか。
- 妊娠、出産、育児、学校の手続について、母国語で情報が得られて、母国語で書類等が作成・提出できるとよい。
- 社会保険について、加入対象となる外国人が加入できるよう、企業へ

の指導が必要。また、年金の脱退一時金の制度について、事業者と外国人本人の双方に制度の周知、母国語での手続きが可能になるとよい。

- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を省庁横断で作成したことはとてもよいこと。総合的対応策の施策が現場でどれくらい進展しているか、施策に基づくサービスの提供を受ける側がどのように思っているかを検証しながら続けていくことが必要である。

・第16回（令和3年7月15日）

日本弁護士連合会

関 聡介 弁護士，吉田 朋弘 弁護士

（意見のポイント：関弁護士）

- 日弁連は近時の定期総会等において、①外国人のリーガルアクセス改善，②外国人相談等の担い手となる弁護士の育成と基盤強化，③法テラス，自治体，国際交流協会，関係省庁やワンストップセンターとの連携推進等を宣言・公表しており，実現に向けて各種取組を行っている。
- 外国人事件においては，当事者が弁護士費用や通訳・翻訳費用を負担できないケースも少なくないが，法テラスの民事法律扶助制度は住所要件と在留資格要件があり，当事者が利用できないことが多いため，日弁連が資金を拠出して制度の空白を埋めている。これは暫定的な対応であり，ゆくゆくは法整備をするべきである。
- コロナ禍を受けて，オンラインや電話による外国人事件の相談も増えている。課題は，外国人に対する広報，外国人のアクセスの確保，少数言語の通訳の確保である。広報の方法として，最近はSNSも活用している。また，オンライン相談も増えており，アクセス向上に役立っている。少数言語の通訳の確保方策として，各弁護士会の通訳の確保状況に係る情報共有が進められつつある。
- 在留資格次第で救われる外国人当事者がいる。そこからこぼれ落ちる者がいないよう，きめ細かな制度設計と運用をお願いしたい。また，日本の少子高齢化が進んでいく中で，在留資格がなくともそれ以外に大きな問題のない外国人を在留特別許可により一定数「正規化」していくことは，合理的な選択肢だと思われるため，積極的に検討してほしい。

（意見のポイント：吉田弁護士）

- 外国につながる子どもが就学を拒否される例があるが，日本語でのコミュニケーション能力の欠如や日本と外国とで学習内容・順序が異なること等により，相当学年への就学に必要な基礎条件を著しく欠く場合な

どには学年を下げて入学させる、義務教育を修了しないまま学齢を超過している場合は公立の中学校又は夜間中学に入学させる等の方法により教育の機会を保障するべきである。また、不就学についての継続的な実態調査が必要である。

- 外国につながる子どもの高校受験について、自治体によって入学特別措置や特別入学枠があるが、限定的であるため拡充が必要である。
- 外国につながる子どもは中退率が高いが、その一因として、卒業後も経済的理由から進学できない、在留資格との関係から就職できない等、将来を見通せないことが挙げられる。在留資格「家族滞在」の子どもについて「定住者」や「特定活動」への在留資格変更の要件が緩和されたことは大きな改善だが、「特定活動」への変更は扶養者（親）の身元保証が必要とされている点等は改善が必要。また、制度の対象となる者も拡大してほしい。
- 外国につながる子どもの正確な状況を把握するためにも、在留資格と進路を結びつけるような統計があるとよい。また、高校進学率や不就学率については統一的な基準に基づく統計があるべき。
- 高校中退対策として、家庭生活、地域生活なども視野に入れて支援する必要がある。学校内外の連携のためスクールソーシャルワーカー（SSW）の活用は有効である。SSWに限らず、通訳、母語カウンセリング等、外国につながる子どもに関わる人材確保のための予算措置が必要である。
- 在留資格の問題が絡む児童相談所の相談案件も増えていることから、外国につながる子どもに関わる支援者に対する在留資格等の研修が必要である。
- 子どもの在留状況が親の在留資格に従属していることが多くの問題につながっている。DV・虐待等の被害に遭っても、在留資格に影響するため逃げられない。子どもがいざというときに逃げられる制度設計が必要である。
- 就職や奨学金等、在留資格によってやり直しがききにくい制度となっており、日本で生まれた子どもの将来を閉ざしている。やり直しがきくような制度設計が望まれる。

※詳細な結果概要については、出入国在留管理庁ホームページにおいて順次公表 (http://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/other_hearing.html)